

平成 27 年 10 月 28 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

旧 901 号室に係る労働組合への対応に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のおり質問する。

1 件名

旧 901 号室への対応から鑑みた市長と瀧澤副市長の職員労組に甘く厚遇し、市民を冷遇する腐敗した鎌倉市役所の体制について

2 質問の要旨

1. 鎌倉市民が民間において住宅を貸借契約し、その期限が満了した場合、通常、貸借人は何時までに退去することが社会的な常識と捉えるか。

市長の見解は如何か。

2. 管財課等では使用期限以後にも関わらず、引っ越しの為の期間を 2 週間から 3 週間設けるといふことは事実なのか。(管財課長の答弁)

3. 使用期限が平成 27 年 10 月 31 日であれば、その日を以て退去するのか。

民間というよりも社会常識ではないか。管財課長ではなく市長の見解は如何か。

以上について誠意をもって答弁せよ。尚参与番号を持つ課長らには、本会議にて直に質問を検討していること。担当する副市長の辞職勧告決議も検討していることをふまえて速やかに答弁せよ。

3 答弁を求める者

1、3は市長、2は管財課長

4 答弁の期限

④ (大至急明朝十時まで) ・ 無

(理由：緊急質問を行う為。動議の提出の為。追加文書質問を行う為。予算可決の重みを理解しない市長らに抗議せず放置する議長、副議長の不信任決議を提出検討の為。労組寄りの副市長の辞職勧告決議をする為。)